

事案書（☒経営会議 ☐調整会議）

開催日：令和元年 10 月 23 日（水）

担当課：都市施設部 下水道経営課、道路・河川管理課、政策部 財政課

件 名：大和市下水道事業の設置等に関する条例の制定について	
提出理由：大和市下水道事業の設置等に関する条例を制定するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容： 1. 背景等 ・近年、下水道の施設・設備といったストックの老朽化に伴う改築更新の増加や、人口減少、節水機器普及に伴う使用料収入の減少等により、全国的に下水道事業の経営環境は厳しさを増している。 ・こうした中、国は地方公共団体の財政運営に与える影響が大きいとされる下水道事業について、経営基盤の強化が急務とし、平成26年8月に下水道事業への「公営企業会計の適用拡大のロードマップ」を示した。 ・また、平成 27 年 1 月の「公営企業会計の適用の推進について」により、平成 27 年度から平成 31 年度(令和元年度)までの 5 年間で公営企業会計導入の集中取組期間として設定し、人口 3 万人以上の団体に対し、令和 2 年 4 月までに地方公営企業法（以下、「法」という）の適用をするよう要請している。 ・本市においても今後、施設の老朽化による改築更新の増加や、使用料収入の減少が見込まれており、下水道事業の経営基盤の強化と財政マネジメントの向上が期待される法適用を予定していることから、必要な条例を制定する。 2. 法適用の効果等 (1) 効果 ① 経営状況の明確化と説明責任の向上 ・損益計算書や貸借対照表等の財務諸表から経営成績や財政状況を把握することで、総合的な事業評価を行うことができる。	・他の類似公営企業との比較から、より正確に経営状況を判断・評価することが可能となる。 ② 適切な使用料算定 ・減価償却費の考え方を加えた使用料算定が可能となる。 ③ 職員意識の向上 ・財務諸表の作成等を通して、独立採算制の原則を基に職員の経営意識の向上が図られる。 (2) 適用時期 ・令和 2 年 4 月 1 日 (3) 適用範囲 ・法の財務規定等の適用（一部適用）とする。 3. 条例に定める主な内容 ・地方公営企業法の規定に基づき、本市の下水道事業の設置等について必要な事項を定める。 (1) 下水道事業の設置について (2) 地方公営企業法の財務規定等の適用について (3) 経営の基本 (4) 重要な資産の取得及び処分 (5) 会計事務の処理 (6) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等に関する事 (7) 業務状況説明書類の作成 4. その他 本案件と併せて、次のとおり下水道に関連する条例を整理し、改廃を行う。 (1) 大和市基金条例の改正 (2) 大和市水路に関する条例の廃止 (3) 大和市下水道条例の改正
経 過 H26.8 国が「公営企業会計の適用拡大のロードマップ」を公表 H27.1 国が「公営企業会計の適用の推進について」により法適化の要請	今後の予定 R 元. 12 議案提出 R 2. 4 大和市下水道事業の設置等に関する条例の施行